

知的財産推進計画 2019 (案)

2019年6月21日
知的財産戦略本部

目 次

1. はじめに	1
2. 「脱平均」の発想で個々の主体を強化し、チャレンジを促す	6
(1) 中長期の方向性	6
① 尖った才能を開花させる	6
② 尖った人・企業がチャレンジしやすい環境を整備する	7
③ 尖った人・企業をサポートする	9
(2) 当面の施策の重点	10
① 創造性の涵養・尖った人材の活躍	10
② ベンチャーを後押しする仕組み	12
③ 地方・中小の知財戦略強化支援	13
④ 知財創造保護基盤の強化	15
⑤ 模倣品・海賊版対策の強化	17
3. 分散した多様な個性の「融合」を通じた新結合を加速する	19
(1) 中長期の方向性	19
① 実質的なオープンイノベーションを加速する	19
② 個性やアイデアが出合う場としてのプラットフォームを整備・活用する	20
③ データ・AI を活用した価値のデザインを円滑化する	21
(2) 当面の施策の重点	22
① オープンイノベーションの促進	22
② 知的資産プラットフォーム	23
③ データ・AI 等の適切な利活用促進に向けた制度・ルール作り	24
④ デジタルアーカイブ社会の実現	27
4. 「共感」を通じて価値が実現しやすい環境を作る	29
(1) 中長期の方向性	29
① 共感を通じた価値の実現を円滑化する	29

② 調達など実際の経済活動において、共感が取引価格に反映される例 を増やす	29
③ 「共感」を意識した新しい知財システムを作る	30
④ 「世界からの共感」を軸としてクールジャパン戦略を再構築する (国のブランディング戦略の強化)	31
(2) 当面の施策の重点	32
① 各主体による価値のデザインを奨励	32
② クリエイション・エコシステムの構築	33
③ 国内外の撮影環境改善等を通じた映像作品支援	36
④ クールジャパン戦略の持続的強化	37

5. 工程表

- (1) 「知的財産推進計画2019」重点事項
- (2) 「知的財産推進計画2018」からの継続項目

1. はじめに

（「知的財産推進計画2019」策定にあたって）

2018年6月、知的財産戦略本部は、我が国社会と知的財産システムについての中長期の展望及び施策の方向性を示す「知的財産戦略ビジョン」を決定し、目指すべき社会の姿として「価値デザイン社会」の実現を掲げた。知的財産推進計画2019以降は、これまでの成果を基盤としつつ、価値デザイン社会の実現に向けた我が国の総合的かつ一貫した知的財産戦略を実行していくための計画を策定していくことになる。

昨年以降、価値デザイン社会の実現に向けた具体的な政策の方向性について、知的財産戦略本部の下に設置された「知的財産戦略ビジョンに関する専門調査会」において議論を重ねるとともに、同本部の検証・評価・企画委員会においても、「知的財産推進計画2018」（2018年6月同本部決定）のフォローアップを行いながら、さらなる取組についての検討を行い、「知的財産推進計画2019」を取りまとめた。取りまとめにあたっては、専門調査会における議論の成果を、今後の知的財産推進計画の中長期的な方向性を示すものとして位置づけるとともに、そこでの整理を踏まえつつ、検証・評価・企画委員会における議論を、当面の施策の重点として位置づけた。この計画に基づき、今後、知財立国を基盤とした価値デザイン社会の実現に向けた我が国の総合的かつ一貫した知的財産戦略に関する政策が推進されることとなる。

（価値デザイン社会の実現に向けて）

これまでは、何等かの権力、権威や財力のある者が価値を規定して、その実現に向けて各市場参加者が競争してきた。これに対し、現代では、事業がますますグローバルなものになるとともに、デジタル化が進展することに伴って情報の流通、拡散のスピードや規模が飛躍的に増大してきた。

また、データ自体やAIの活用を含めたその使い方が今後さらに重要になってきており、GAFA（Google、Apple、Facebook、Amazon）やBAT（Baidu、Alibaba、Tencent）等のプラットフォーム事業者が、収集した膨大なデータを活用しながら、ユーザーの支持を受けて新たなビジネスを展開している。このような中、海外では、各国による戦略的なデータ管理に関するルール整備に向けた動きもみられる。

そうした時代においては、新しい価値の創出プロセス自体が民主化し、それぞれの主体がより積極的に新しいアイデアを構想（デザイン）して世に問い、共感を得て新しい価値を規定し、社会を変えていくことが求められる。それが「価値デザイン社会」の本質である。

社会の変革をもたらすアイデアは、尖った才能が起点となって生まれる。これからの時代には、新しい価値の創出プロセスは民主化し、多様な個性が容認される。平均的に満遍なくいくつかの軸で高評価を得るのではなく、特定の軸で平均から離れた、

あるいは既存の軸にとらわれない突き抜けた能力を開花させ、活かすことが重要である。その尖った複数の個性・能力が融合して新しいアイデアが具体化する。それらのうち、何等かの形で一定の人たちに共感を得たものが、具体的に価値として実現していく。そうした価値の実現に至るプロセスが次々と生まれていく社会が価値デザイン社会である。新しいアイデアを如何に生み出し、価値として実現させていくか、共感を得られる可能性の高いアイデアややり方をどのように構想（デザイン）するか、という能力が問われる社会でもある。

この実現のために必要なことは、

第一に、個々の主体が持つ、平均から外れた尖った潜在力、才能を解き放ち、開花させること

第二に、そのような輝く才能がお互いに結びつき、融合して、新しいアイデアに至ること

第三に、新しいアイデアが何等かの共感を得て、価値として実現することである。

個々の主体を解き放つことを起点として、この3つの活動は、相互に密接に関連しあいながら、試行錯誤を経て進展していく。

これからの知的財産戦略は、こうした3つの活動を円滑にするため、以下の3つの柱によって、価値デザイン社会の実現を加速していく（図1）。

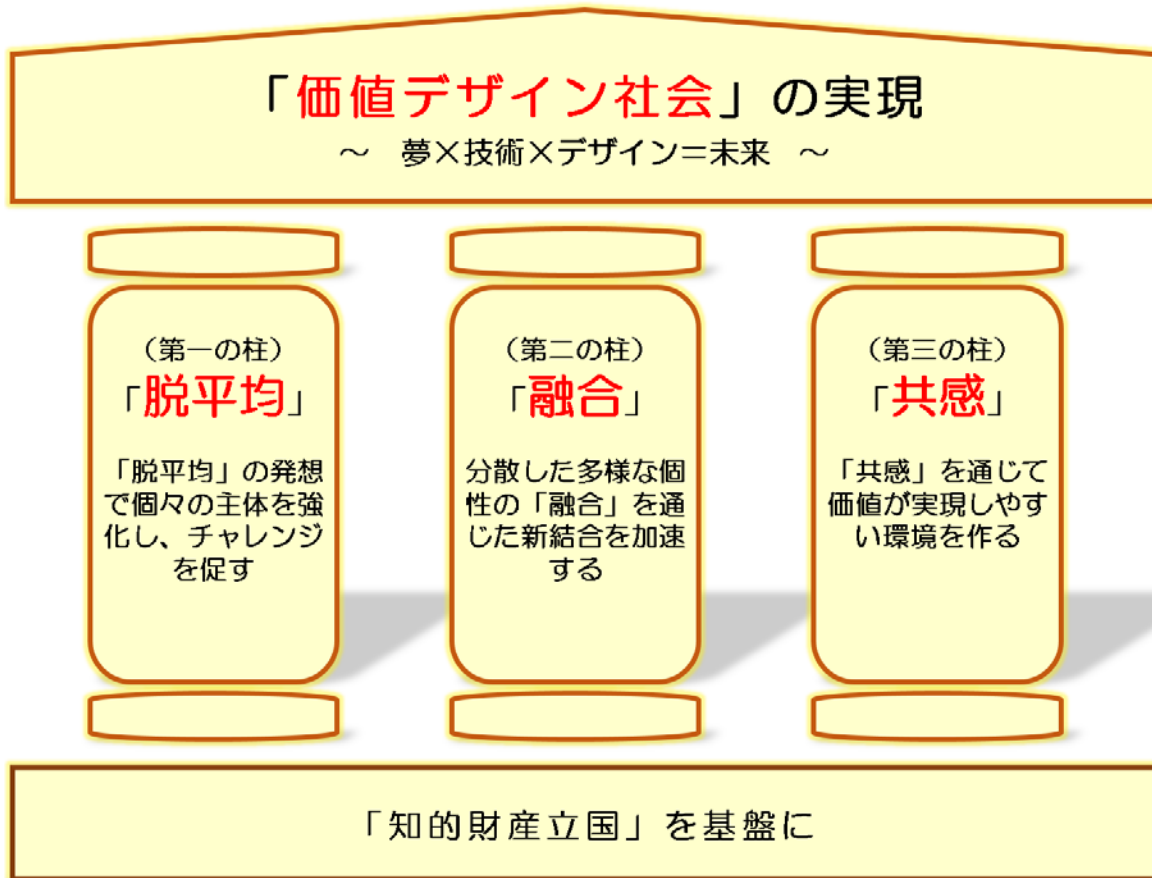
第一の柱；「脱平均」の発想で、個々の主体を強化し、チャレンジを促す

第二の柱；分散した多様な個性の「融合」を通じた新結合を加速する

第三の柱；「共感」を通じて価値が実現しやすい環境を作る

なお、ここでいう価値とは、従来の資本主義社会が重視してきたような経済的価値にとどまらず、社会的要素や文化的要素などを含む多様なものであり、それが結果的に経済的な価値にもなるものもある。データ、知財を含め、様々な面での対立が世界中で表面化する中で、独特な立場で持続可能でインクルーシブな経済社会を実現しようとしている我が国への注目や期待が高まっている。そうした状況を的確に捉えて、多様な価値を提示し、実現の過程で「日本の特徴」をうまく活用しながら、他国には真似することが難しい、尊敬されるような価値デザイン社会の実現を目指していく。

図1 知的財産立国を基盤とした価値デザイン社会の実現

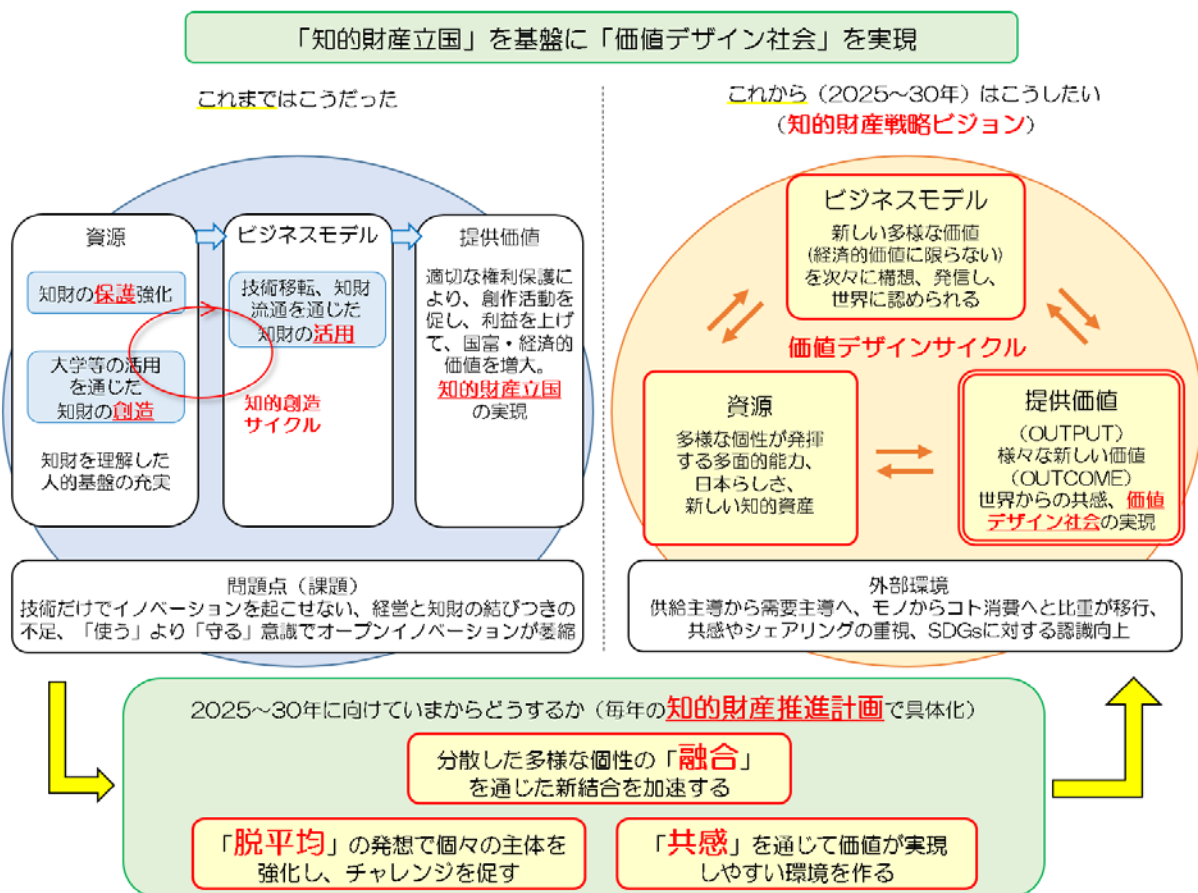


（「これまで」の知財戦略と「これから」の知財戦略）

知的創造サイクルを柱として知的財産立国の実現を目指してきた「これまで」の知財戦略、知的財産立国を基盤として価値デザイン社会の実現を目指す「これから」の知財戦略、及び「これから」に向けた移行戦略の全体像を、「経営デザインシート」¹の発想で整理すると、概ね図2のとおりとなる。

移行戦略に関して具体化していくのが、毎年の知的財産推進計画であり、「知的財産推進計画2019」以降、価値デザイン社会の実現のための3つの柱を基本として、計画を策定、推進していく。

図2 これまでの知財戦略、これからの知財戦略、移行戦略の全体像

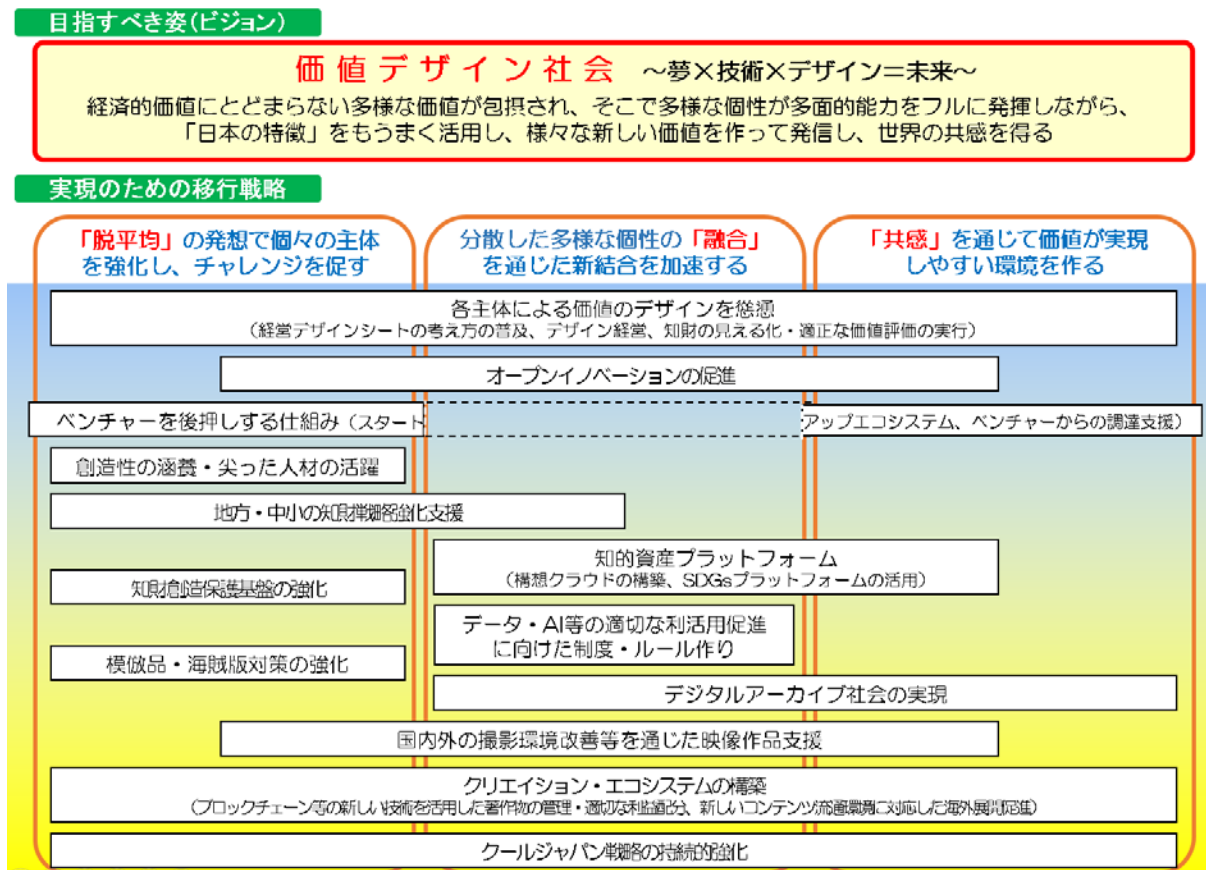


¹ 「経営デザインシート」は、自社の存在意義やこれまでのビジネスの姿（どんな資源を使って、どのようなビジネスモデルで、どのような価値を生み出してきたか）を把握した上で、これから提供したい価値とその価値を生み出すやり方（使うリソースとビジネスモデル）を一覧できるツールである（後掲）。詳細は https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/keiei_design/ を参照。

(3つの柱と当面の施策の重点項目)

上記の3つの柱に沿って、当面の施策の重点事項を整理したものが図3である。

図3 3つの柱と当面の施策の重点事項の位置づけ



当面の具体的な重点施策として取り上げた項目は、関係省庁が直ちに新たな施策として取り組むべき、あるいは従来の施策を直ちに強化すべきものであるが、それぞれ3つの柱に対する関係性についての幅があり、また、3つの柱の複数にまたがるものもある。

その場合は、最も関係の深い柱の下に具体的な内容を記載しているが、特に他の柱との関係で記述する必要がある場合には、項目のみ記述して、再掲、後掲などとして整理している。

2. 「脱平均」の発想で個々の主体を強化し、チャレンジを促す

(1) 中長期の方向性

これからの価値デザイン社会において、新たな価値を生み出すきっかけを作るのは、尖った才能を有する個々の主体である。需要に対して供給が不足していた時代には、同じものを大量に効率的に作り、そのための安定的な組織を確立することが重要であったため、様々な側面（軸）から平均的に能力があるような均質的な人材を社会が求め、家庭でも教育現場でも送り出そうとしてきた。そこでは、何らかの軸で、あるいはその軸を超えて特殊な才能を持っている人材や企業が活躍できる機会は少なかった。

しかし、これからの価値デザイン社会において、新たな価値を生み出すきっかけを作れるのは、何らかの側面で、あるいは軸を超えて尖った才能を有する個々の主体であり、「脱平均」の発想で個々の主体の才能を解き放つことが鍵になる。そして、そのような主体が生息し、チャレンジしやすい環境を整備するとともに、実際に価値を実現していくために必要であるがそうした主体に欠けているようなことについて、様々なサポートを充実していく必要がある。

① 尖った才能を開花させる

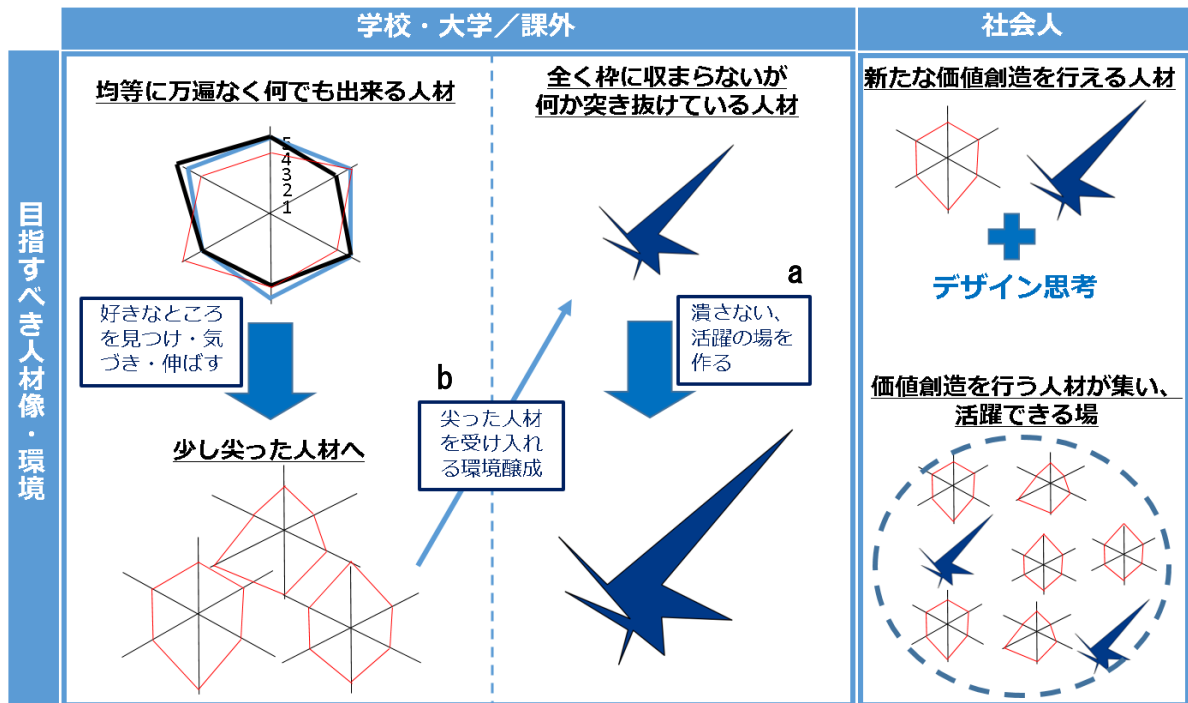
これまでには十分に活用されてこなかったり、扱いづらいとされてきた尖った才能は、未来を拓く価値デザインを実現する原動力であり、「脱平均」の発想で、潜在力を有する主体の潜在力を解放し、才能を開花させる（図4 a）。このため、例えば以下のような取組を推進する。

- ・ 潜在力を解放でき、型にはまらない尖った才能が評価されるような場として、新たな学びの場（クラブ、塾、ロジックなど）や課外活動の場（例；異才発掘プロジェクト ROCKET²、高校や大学の起業部、少年少女発明クラブ）を増やし、そうした力を活用する。尖った才能は若い時から現れることも多いので、子供の頃から、それらの場に容易にアクセス・参加できるよう、情報を集約、提供できる仕組みを作る。
- ・ 様々な生の素材に触れられる機会を増やし、真善美についての感性を磨き、潜在力を呼び覚ます。

² 「異才発掘プロジェクト ROCKET」は日本財団と東京大学先端科学技術研究センターによるプロジェクトで、「Room Of Children with Kokorozashi and Extra-ordinary Talents」の頭文字をとったものである。<https://rocket.tokyo/>参照。

- ・ 潜在力が発見されたら、同じ道のプロが、その才能を引き上げる。あるいは、従来の評価軸では評価できないような尖った才能について、探す側の人を決めて、その人が人材を一本釣りする。
- ・ 大学において、CTO の素養を持つエンジニアや自由な発想で大胆に挑戦できる PhD が育つような教育、複数メジャーの容認などを行う。
- ・ アートとサイエンス、デザインとテクノロジーの両方の素養を身に付けた人材が、マーケティングや経営で活躍できるよう、工学系とデザイン系の協働による育成プログラムの提供を促進する（高専でデザインを学んだり、美大でテクノロジーを学ぶ機会など）。

図4 尖った才能が活躍しやすい社会



② 尖った人・企業がチャレンジしやすい環境を整備する

これまでは、平均的な評価軸から外れたような尖った才能を持つ主体は、ややもすると、学校や社会にうまくなじめないケースも見られ、せっかくの尖った部分を削るような指導が行われるケースも多かった。こうした環境を変え、周りの人や社会が、尖った才能を持つ主体について理解し、評価することが、そうした主体の活躍には欠かせない。また、そうした尖った能力を使った挑戦は、様々な面で壁にぶつかることも多く、挑戦して所期の成果が出なくても、それを失敗としてマイナスの評価をする

のではなく、前向きなものと捉え、さらなる挑戦をしやすくすることが重要である。このため、例えば以下のような取組を推進する。

- 教育現場での知財創造教育により、好きなこと、楽しいと思えることを見つけ・気づき・伸ばすことにより、従来の評価軸の中でも少し尖った人材へ育成し、従来の評価軸を外れたような尖った人材のこともある程度理解して受け容れる人が社会全体として多くなる環境を作る（図4 b）。
- 尖った才能を持つ主体が、様々な価値デザインに挑戦し、その結果がたとえ所期の結果に至らない場合でも適正に評価される環境（成功確率よりも挑戦数の重視、成功という結果だけでなく、プロセスにおけるレッスンの重視など）を作る。挑戦の評価指標の例としては、挑戦したこと（回数）、挑戦した内容の新規性（着眼点、組み合わせ等）・進歩性、結果を招来した原因の分析の有効性、得られた（導き出した）レッスンのクオリティ・汎用性などの切り口があり得る。
- 挑戦した人についても、上述のようなレッスンを導き出した（広義の知的財産を創作した）人として捉え直し、人事評価に反映すること（例えば、組織内の人事評価に適用するほか、起業に失敗した人にも、就職活動において新たな指標で自己PRできるようなフォームを準備するなど）を検討する³。
- 「異能」と認められる主体の挑戦を応援するようなインセンティブを設ける。
例；異能の主体の活動に関する経済的支援
技術、素材、IT環境を含め、試作等により試行錯誤できる場所を作る、あるいは利用しやすくする。
- 尖った能力でチャレンジして価値をデザインする典型的な存在であるスタートアップが次々と生まれ、チャレンジしやすくなるようなスタートアップエコシステムを諸外国の例を参考にいくつかの都市や大学を中心に構築する。（スタートアップ戦略「Beyond Limits. Unlock Our Potential.」⁴参照）。
- スタートアップが生まれ、育ち、活躍する裾野としての中小企業における価値デザインを醸成する。

³ 既に社内の報奨制度の1つとして、失敗報奨制度を設けている企業もあるので、それらの制度も参考になる。

⁴ 統合イノベーション戦略推進会議（第4回）（2019年3月29日）資料3-1「Beyond Limits. Unlock Our Potential. ～世界に伍するスタートアップエコシステムの拠点形成戦略～中間とりまとめ」

③ 尖った人・企業をサポートする

尖った才能を持つ主体がチャレンジして、価値をデザインしようとしても、自らの力だけで実現することは難しい。特に若者や若い企業について、人的なネットワーク・資金・社会的信用の面からの例えば以下のような手助けの仕組みの検討を進める。

人的ネットワークについては、

- ・ 理想を追求するイノベータと実現可能なやり方を考える実務家とをマッチングする
- ・ 必要な時に諸々相談することができるメンターを紹介する
- ・ フルスタック⁵のリサーチ系の尖った人材等に、知財やビジネス面でサポートする（契約のひな型の提示、契約チェックサービス、そうしたサービスをしたい大企業人材の兼業規制緩和等）
- ・ 地方から東京に出てきているテック企業と地方の支援者（金融機関と協力関係にある資産家等）とをマッチングする

資金面では、収入に直結する購買行為と投資に着目して、

- ・ まず政府や自治体がベンチャーの顧客になる（上述のスタートアップ戦略（「Beyond Limits. Unlock Our Potential.」）の戦略5中の「公共調達ガイドラインの実践」および「地方自治体のスタートアップからの調達促進 トライアル発注制度等の活性化」を推進）
- ・ 大企業によるベンチャーからの調達実績に関する開示やインセンティブの付与
- ・ 大企業による調達の際の合議制⁶の一部廃止の検討
- ・ 銀行へ預けるよりもベンチャーに投資したい（銀行へ預けるよりもベンチャー100社へ投資する方がカッコいい）という風土の醸成などを進める。

信用については、何等かの形で公的に、あるいは社会的に認められることが尖った主体の信用を形成する上で重要であり、

- ・ 創作活動に関する知的財産（公的な対抗力を有する）の適切な保護
 - ・ 様々な主体による表彰による社会的認知の向上⁷
- などを進める。

⁵ 様々な分野に精通していて一人で何でもできる人、一人でアイデアからプロトタイプまで作れるような人。ただし、知財やビジネスの面ではサポートが必要な人。

⁶ 尖ったアイデアの芽を摘むことが懸念される。

⁷ 例えば、公益社団法人日本青年会議所が主催する「異能ベーター発掘プロジェクト」など。

(2) 当面の施策の重点

① 創造性の涵養・尖った人材の活躍

(現状と課題)

上述のとおり、尖った人材の才能の開花には、教育課程以外の場所の充実が求められる一方、そうした突き抜けた人材を受け入れる環境としては、自らも何かがある程度尖っていることで、そうした人材にも理解がある豊かな創造性を備えた人達を育てる教育現場の役割が重要になる。

2017、2018年の学習指導要領の改訂を踏まえて、小・中・高等学校においては創造性の涵養を目指した教育の充実に努めることとされた。こうした中、2017年に設置された「知財創造教育推進コンソーシアム」では、「新しい創造をする」ことの楽しさを体験し、「創造されたものを尊重する」ことの大事さを実感しながら、これらができるようにする知財創造教育を全国で推進している。その中では、知的財産の利活用についても扱っている。また、先端技術の活用推進に関する検討を踏まえ、「子供の力を最大限引き出す学び」の実現に向けたICTを基盤とした遠隔教育などの先端技術の効果的な活用方策の具体化や、「未来の教室」プロジェクトにおいて、EdTechによる「学びの個別最適化」の実現、文理融合・課題解決型のSTEAM教育の実現に向けた取組みを推進している。更に、「AI戦略2019」において、AIに関する教育として、データサイエンスや理数素養等を育むことに加え、新たなAI社会の在り方や製品・サービスのデザイン等に向けた問題発見・解決学習の体験等を通じた創造性の涵養を推進することとしている⁸。

知財創造教育、「未来の教室」プロジェクト、異能vation等の取組を通じて、豊かな創造性を備える人材が増えることで、社会における尖った才能を持つ人材に対する理解が進み、そうした人材が受け入れられ活躍できるチャンスが拡大することが期待される。

尖った才能を持つ人材の潜在力を解放し、才能を開花させる場については、学校の課外活動や学校外の新たな学びの場では既に様々な取組が行われている（異才発掘プロジェクト Rocket 等）が、それらを増やすとともに、当該情報について集約・提供する仕組みがないため、必要とする人がアクセスしやすくすることに課題がある。

⁸ 「AI戦略2019」（2019年6月11日統合イノベーション戦略推進会議決定）

(施策の方向性)

- ・ 知財創造教育に活用できる教材等の収集や作成を行い、それらを活用して小・中・高等学校において実証授業を行うとともに、教材等を評価する仕組みの導入等を通じて、より秀逸な教材等が提供されることを促進する。
(短期、中期) (内閣府、経済産業省、文部科学省)
- ・ 知財創造教育を地域において当該地域主体で実施できるような体制 (地域コンソーシアム) の構築に向けた取組を行う。(短期、中期) (内閣府)
- ・ 教員や教員を目指す学生が、知財創造教育を理解し、自ら取組めるようにするために、これまで作成・収集した教材等を活用しながら、教職課程や教員免許更新講習における知財創造教育の講座の開設に向け検討を行う。(短期、中期) (内閣府)
- ・ 新しい学習指導要領が小学校では 2020 年度から、中学校では 2021 年度から、高等学校では 2022 年度入学生からそれぞれ実施されることから、創造性の涵養及び知的財産の意義の理解等に向けて、小・中・高等学校において、発達の段階に応じた知的財産に関する教育が行われるよう、新学習指導要領の趣旨の周知・徹底を図る。(短期、中期) (文部科学省)
- ・ 「子供の力を最大限引き出す学び」の実現に向けて、ICT を基盤とした遠隔教育などの先端技術の効果的な活用に関する基本的な考え方を示すとともに、先端技術の具体的な活用場面の整理や事例の収集を行う。(短期、中期) (文部科学省)
- ・ 「未来の教室」プロジェクトにおいて、第 4 次産業革命・Society5.0 の時代に必要な「創造的な課題発見・解決力」を育成すべく、①EdTech を活用した「学びの個別最適化」の実現、②文理融合・課題解決型の STEAM 教育⁹の実現に向けた取組を推進し、産学連携・地域連携の STEAM 教育の事例の構築や収集を行うほか、STEAM 教育コンテンツのオンライン・ライブラリーを構築する。
(短期、中期) (経済産業省)
- ・ 学校と地域が協働し、家庭の経済状況にかかわらず、芸術文化等の優れた才能を発掘する等、地域における持続可能な活動のための環境整備を行う。また、尖った才能を持つ人材のための、課外活動や新しい学びの場のデータベース化等、容易に探せるようにするための仕組みを検討する。
(短期、中期) (内閣府、文部科学省、関係府省)
- ・ 未踏事業、グローバルサイエンスキャンパス、次世代アントレプレナー育成事業などの仕組みを活用し、尖った才能を持つ人材をみつけて、同じ道のプロがその才能を引き上げる。(短期、中期) (経済産業省、文部科学省)
- ・ 異能 vation において、地域における尖った才能を発掘する取組を強化し、その活躍を地球規模で発信するための仕組みを構築する。(短期) (総務省)

⁹ 各教科での学習を実社会での課題解決に生かしていくための教科横断的な教育。

- ・ 2018 年度著作権教育教材等の検証事業の結果を踏まえ、著作権教育に資する教材等の開発・普及や広報など、効果的な普及啓発を実施する。

(短期、中期) (文部科学省)

② ベンチャーを後押しする仕組み

(現状と課題)

米国、中国をはじめとして、世界においては都市を中心にベンチャーが生まれ、育ち、さらなるベンチャーの支援へと向かうエコシステムが確立し始めているが、我が国においては、都市においても、優秀な人材、卓越した研究開発力、技術力の高い大企業、豊富な資金などを活かしたスタートアップのためのエコシステムが確立していない。今後、都市や大学を巻き込み、世界を志向する起業家教育やアクセラレータ機能を抜本的に強化すること等を通じて、起業家がこれまでの制約を超越し(Beyond Limits)、日本の潜在能力を開放する(Unlock Our Potential)ことで、スタートアップ・エコシステムを構築することが、尖った才能を開花させ、価値デザインの実践を加速する上でますます重要になってきている。

こうした観点から、上述のとおり、2019 年 3 月に「Beyond Limits. Unlock Our Potential. ～世界に伍するスタートアップエコシステムの拠点形成戦略～中間とりまとめ」が発表されたところであり、今後、戦略に盛り込まれた施策を着実に推進していく。

また、スタートアップは、価値のデザインに際し、知財の保護や活用あるいは共有をしたり、知財を資金調達に活用するなど、事業に合わせた知財戦略を構築することが難しいケースも多いので、これをサポートしていく。

(施策の方向性)

- ・ スタートアップ・エコシステムの構築に向け、拠点都市形成に向けた集中支援を行うとともに、大学を中心とした起業家教育、世界と伍するアクセラレーション機能、資金配分機関等における研究開発支援、スタートアップ支援に係るネットワーク構築等を強化する。(短期、中期) (内閣府)
- ・ 政府、自治体がスタートアップの顧客となってチャレンジを推進するため、「公共調達のイノベーション化及び中小・ベンチャー企業の活用の促進に係るガイドライン」(2019 年 4 月 内閣府政策統括官(科学技術・イノベーション担当)決定)の実践のほか、「内閣府オープンイノベーションチャレンジ」の実施及び「トライアル発注制度の活用」等の推進を図る。(短期、中期) (内閣府)

- ・ベンチャー企業支援の経験を有する専門家と知財専門家からなるチームを派遣し一定期間メンタリングを実施する支援プログラムにおいて、参加企業数や応募期間等を拡大するなど、創業期のベンチャー企業のビジネスに対応した適切な知財戦略の構築等を一層支援する。(短期、中期)(経済産業省)
- ・ベンチャー企業向けの知財ポータルサイトを活用した情報発信や、ベンチャーエコシステムの関係者(ベンチャー企業、ベンチャー・キャピタル、アクセラレータ・インキュベータなど)と知財の関係者(弁理士・弁護士など)とを結びつける場の提供を通じて、エコシステム活性化を促進する。(短期、中期)(経済産業省)
- ・「大学による大学発ベンチャーの株式・新株予約権取得等に関する手引き」を踏まえたライセンス等に伴う株式・新株予約権の取得促進や、ギャップファンドによる支援等により、大学発ベンチャーへの起業前段階も含めた資金調達の円滑化を促進する。(短期、中期)(文部科学省、経済産業省)
- ・知財を活用して海外展開を目指すベンチャー企業に対し、海外の大型展示会への出展等、海外でのビジネスマッチングを支援することで、海外展開を支援する。
(短期、中期)(経済産業省)
- ・大学、中小企業、ベンチャー企業等が、今後の研究やビジネスの方向性の検討時や、共同研究先、連携先の検討時に、知財情報を活用することの有効性について調査を行い、大学、中小企業、ベンチャー企業等が知財情報を活用することができる仕組みについて検討する。(短期、中期)(経済産業省)

③ 地方・中小の知財戦略強化支援

(現状と課題)

地域経済の担い手であり、尖った主体の苗床でもある中小企業による価値デザインも、これからの地域経済の活力の源泉として極めて重要になってきている。中小企業が、地域社会において新たな価値をデザインすることを含めて活躍していくためには、知的財産を含む自社の資源を把握し、管理し、活用することが重要となる。既に一部の中小企業においては、2018年5月に知的財産戦略本部で公表した経営デザインシートを活用して、新たな価値のデザインを実践し始めている。

これまで、知財活動を通じて地域・中小企業のイノベーションを推進するために、「地域知財活性化行動計画」(特許庁、2016年6月策定・公表)に基づいた、知財の取得、活用から保護の各段階に応じたきめ細やかな支援に取り組むとともに、2019年4月には中小企業の特許料等の一律半減制度を施行するなど、中小企業支援施策を拡充させてきた。

また、我が国の経済を支える中小企業の多くが優れた技術を保有しているが、近年のグローバル化に伴い、海外企業との取引等が増加し、技術情報等の漏えいリスク

も増加している中で、中小企業等の高い技術力と脆弱な管理体制のギャップを早急に埋め、技術情報の流出を防ぐ必要がある。そのため、中小企業等における意識の底上げ、管理体制の整備が求められている。

さらに、今般、中小企業等における知的財産権・ノウハウに関する取引実態を把握するために、製造業を対象とした、優越的地位にある取引先からの知的財産権・ノウハウの提供要請等に関する実態調査を実施している。その調査結果を踏まえ、中小企業における知的財産に関する取引環境の整備に引き続き取り組むことが求められている。

そして、知財を検討する上で、市場の創出や拡大のために標準をツールとして活用することも重要である。標準化については、「標準化官民戦略」（2014年5月経済産業省策定・公表）に基づき、新市場創造型標準化制度（2014年7月）や、地域の公設試や金融機関等における標準化にかかる相談窓口「標準化活用支援パートナーシップ制度」（2015年11月：2019年4月時点で全国に159機関）を展開し、標準化活動を後押ししてきたが、地域の中小企業等による標準制定が十分に進んでいるとは言えない状況にある。

（施策の方向性）

- ・ 中小企業や中小企業を支援する金融機関等が経営デザインシートやその考え方を活用できるよう支援する（4.（2）①参照）。

（短期、中期）（内閣府、経済産業省、金融庁）

- ・ 知財を切り口とした事業性評価を通じて中小企業における知財活用を推進するため、新たに、中小企業の経営課題に対して知財を活用した解決策を提案する「知財ビジネス提案書」の作成支援を地域金融機関等に行う。また、金融庁と連携した知財金融シンポジウムの開催や、知財情報活用に向けた電子ツールの提供等、知財金融促進のための包括的な取組を行う。（短期、中期）（経済産業省、金融庁）
- ・ 在外日系中堅・中小企業を主なターゲットにすえ、ハンズオン支援と情報提供・普及啓発活動による意識の底上げを通じて、日本企業の営業秘密管理体制整備を支援し、海外での技術・ノウハウの意図せぬ流出を防ぐことを目的とする事業を実施する。（短期、中期）（経済産業省）
- ・ 産業競争力強化法に基づく、経営リソースに限りがある中小企業に対する技術情報等の管理に関する指導助言業務の実施及び技術情報等の管理の状況についての認証を行う機関の認定制度の活用により、中小企業の技術情報等の管理体制の底上げを図る。また、中小企業における技術情報等の管理体制構築及び認証の取得等を支援するための専門家派遣事業を実施する。（短期、中期）（経済産業省）

- ・ 「製造業者のノウハウ・知的財産権を対象とした優越的地位の濫用行為等に関する実態調査」の調査結果について広く周知を行うとともに、知的財産権に関連する下請法違反行為があれば厳正に対処する。(短期)(公正取引委員会、経済産業省)
- ・ 地域未来牽引企業等に対して、これまでの標準化事例集を作成・普及したり、パートナーシップ機関に対する説明機会の充実と取り組みの好事例の横展開などを図る。(短期、中期)(経済産業省)
- ・ 日ごろから地域・中小企業と繋がりのある弁理士に対する標準化に関する研修を、日本弁理士会を通じて提供することや、知財及び標準活動の相談窓口をもつ工業所有権情報・研修館(INPIT)と日本規格協会(JSA)との連携強化を通じて、企業による知財と標準化の一体的な検討を後押しする環境を整備する。
(短期、中期)(経済産業省)

④ 知財創造保護基盤の強化

(現状と課題)

尖った人材や企業が活躍するためには、自らの固有の能力や成果を公的に対抗力のあるものとして主張することが重要であり、そのために、創造された知的財産が適切に保護されるような基盤の整備・強化が欠かせない。

技術の進展や、デジタル化やグローバル化などを契機としたビジネスの環境の変化の中でも、個々の主体が知的財産を有効に活用して新たな価値をデザインできるよう、知的財産制度の見直しや、知的財産制度を支える体制の整備に不断に取り組むことが求められている。

また、農業分野においては、「農林水産省知的財産戦略2020」(農林水産省、2015年5月策定)に基づき、地理的表示や地名・ブランド名称等の侵害対策、種苗産業の競争力強化、家畜の遺伝資源の保護対策等について具体的な対応方向を策定しており、引き続き、同戦略に基づいて農林水産分野の知財政策を推進するとともに、2020年以降の農林水産分野の知財戦略の策定が求められている。

(施策の方向性)

- ・ 本年通常国会で成立した、特許法等の一部を改正する法律に基づく、中立な技術専門家が現地調査を行う制度(査証)及び損害賠償額算定方法について、適切な運用に向けた取組を見守るとともに、同法の附帯決議に掲げられた事項について、内外の情勢を踏まえ、関係者の意見を聞きつつ検討する。また、画像及び建築物を保護対象に加える等の意匠制度の見直しについて、意匠審査基準、意匠審査体制の整備等の必要な準備を実施し、これらを含めた改正事項について、広く周知を行う。
(短期)(経済産業省)

- ・ 増加し続けている国際特許出願について、適時に国際調査報告を作成できるよう、特許審査体制を整備する。(短期、中期) (経済産業省)
- ・ 近年、商標出願件数の大幅な増加により審査期間が長期化傾向にあることを踏まえ、2022年度末までに、一次審査通知までの期間を6.5か月とすることにより、権利化までの期間を国際的に遜色ないスピードである8か月とできるよう商標審査体制を強化する。(短期、中期) (経済産業省)
- ・ 訪問先企業の技術を担当する審査官が外国企業を訪問し実務者レベルと技術的な内容に踏み込んだ意見交換を実施し、外国企業に日本の産業財産権制度や審査実務への理解を深めてもらうとともに、それらの課題を把握する。
(短期、中期) (経済産業省)
- ・ 知財紛争解決分野に関する諸課題を議論するための経済界と司法関係者との直接対話の枠組みを設け、外国における紛争解決インフラの取組の動向等をも踏まえつつ、継続的な実務協議を通じて経済界等の利用者ニーズの的確な把握に努め、紛争解決インフラの一層の充実・強化に向けた検討を進める。(短期、中期) (法務省)
- ・ 知的財産に関する事件を含む国際仲裁の活性化に向け、2019年度から法務省が実施する調査委託事業その他関係府省の取組において、人材育成、企業等に対する広報・意識啓発、施設の整備等の各施策を包括パッケージとして実施する。
(短期、中期) (法務省、関係府省)
- ・ 我が国企業等が直面する知財を含む国際紛争の解決の円滑化のため、外国法事務弁護士等による国際仲裁・国際調停代理の範囲拡大・拡充を図り、これらの手続にも一貫して代理することができるための措置等を速やかに講ずる。
(短期、中期) (法務省)
- ・ 我が国の企業が知的財産を武器とした国際的な事業展開を円滑に行えるビジネス環境を整備するため、我が国の知財関係等のニーズが高い法分野に関する法令及びその関連情報(法改正・法体系の情報等)の高品質な英訳情報提供の拡充に向け、法改正等に即応した迅速な翻訳のための体制整備(機械翻訳の活用に向けた調査検討を含む。)と利便性の高い利用環境整備を推進し、より効果的・積極的に海外発信する。(短期、中期) (法務省)
- ・ 主要な知財関係裁判例など我が国の知財紛争処理に関する情報について、海外への情報発信の充実を引き続き期待する。
- ・ 知財訴訟を始め、我が国における民事訴訟手続等のIT化に向けて、訴訟記録の全面電子化、オンラインでの書面提出やウェブ会議による手続を可能にすることなど、民事訴訟手続等のIT化の実現のための制度的検討を進め、2019年度中の法制審議会への諮問を目指し、具体的検討を引き続き進める。(短期、中期) (法務省)
- ・ 大学や研究機関による適正なアプローチに基づく外国企業との連携を促進しつつ、意図せざる技術流出やレピュテーションリスクを防ぐ観点から、関連法令遵守及び

リスクマネジメントに関する「大学・国立研究開発法人の外国企業との連携に係るガイドライン」を2019年度中に策定し、その周知に努める。

(短期、中期) (内閣府、文部科学省、経済産業省)

- 大学や研究機関における技術情報等に関する安全保障貿易管理を徹底するため、意識啓発や自主的な内部管理体制の構築支援に取り組むとともに、安定的な運用を継続するための管理部門の充実を図る。

(短期、中期) (内閣官房、内閣府、経済産業省、文部科学省、関係府省)

- 開発成果の技術を適切に管理する必要がある政府の研究開発事業について、開発主体に求められる管理手法と執行機関の事業運営の在り方の方針を検討する。

(短期、中期) (内閣官房、内閣府、関係府省)

- 我が国で開発された植物品種の海外への流出に対応するため、引き続き海外への品種登録出願への支援や侵害対応への支援を行うとともに、優良品種の持続的な利用を可能とする観点から、国内外での植物新品種の保護の在り方について、広く関係者の意見を聴いた上で、制度的な手当ても含め検討する。

(短期、中期) (農林水産省)

- 和牛遺伝資源の不適切な海外流出を防止する観点から、適正な流通管理や保護に向けた検討を進める。(短期、中期) (農林水産省)

- 「農林水産省知的財産戦略2020」が定める戦略の実施期間である2019年度を迎えるにあたり、農業分野における新たな知財戦略の策定に向けた検討に着手する。

(短期) (農林水産省)

⑤ 模倣品・海賊版対策の強化

(現状と課題)

デジタル・ネットワーク時代において、我が国のマンガ・アニメ・映画等のコンテンツの著作権等に対する侵害行為が、ますます悪質かつ巧妙になっている。こうした侵害行為によって創作者等への収益の還元が十分にされなくなれば、世界的に見ても尖った能力を有する創作者等の事業が成り立たなくなったり、後継者が育たなくなったりすることも懸念される。特に、最近では、海外のいわゆる防弾サーバ¹⁰を利用するなど、匿名による海賊版サイトの運営を可能とするサービスの登場、高速・大容量のデータ転送を可能とするインフラ・技術の進展等を背景として、侵害者の特定が困難であり、侵害コンテンツの削除要請に応じない大規模な海賊版サイトによる被害が急激に拡大した。このような被害の拡大を食い止めるため、2018年4月、犯罪対策閣僚会議・知的財産戦略本部において緊急対策を決定したが、その前後において、

¹⁰ 匿名化されたホスティングサービスを提供するサーバ。

問題となっていた大規模サイトが閉鎖する等の状況の変化がみられた。

その後、この緊急対策決定の際にあわせて決定された「今後の進め方」に基づき、同年6月、知的財産戦略本部検証・評価・企画委員会の下に「インターネット上の海賊版対策に関する検討会議」が設置され、同年10月までの間、インターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニューについて集中的な議論を行った。

その結果、多様な視点から、直ちに取り掛かることが必要な内容について共通の認識が得られたことを踏まえ、関係省庁や関係者と広く連携しながら、インターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニューを段階的・総合的に実施していく必要がある。

また、クラウド関連技術等を活用した著作物の管理・利益配分の仕組みが海賊版対策としても効果的と考えられることを踏まえ、その構築を促進することが必要である。

これらの取り組みの状況も踏まえ、本年度においても、引き続き厳正な取締りを実施していくとともに、模倣品・海賊版対策の進め方について、民間の取組を支援しつつ、政府一体となって検討を強化していく必要がある。

(施策の方向性)

- ・ インターネット上の海賊版による被害拡大を防ぐため、効果的な著作権教育の実施、正規版の流通促進、国際連携・国際執行の強化、検索サイト対策、海賊版サイトへの広告出稿の抑制等の対策、その他の実効性がある制度の検討等、関係省庁等において総合的な対策メニューを実施するために必要な取組を進める。その際、取組についての工程表を作成し、進捗及び効果を検証しつつ行う。

(短期、中期) (内閣府、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、経済産業省)

- ・ 模倣品・海賊版を購入しないことはもとより、特に、侵害コンテンツについては、視聴者は無意識にそれを視聴し侵害者に利益をもたらすことから、侵害コンテンツを含む模倣品・海賊版を容認しないということが国民の規範意識に根差すよう、各省庁、関係機関が一体となった啓発活動を推進する。(短期、中期) (警察庁、消費者庁、財務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省)
- ・ 越境電子商取引の進展に伴う模倣品・海賊版の流入増加へ対応するため、個人使用目的を偽装して輸入される模倣品・海賊版を引き続き厳正に取り締まるとともに、特に増加が顕著な模倣品の個人使用目的の輸入については、権利者等の被害状況等及び諸外国における制度整備を含めた運用状況を踏まえ、具体的な対応の方向性について検討する。(短期) (財務省、経済産業省)
- ・ 2018年度著作権教育教材等の検証事業の結果を踏まえ、著作権教育に資する教材等の開発・普及や広報など、効果的な普及啓発を実施する。

(短期、中期) (文部科学省) 【再掲】

3. 分散した多様な個性の「融合」を通じた新結合を加速する

(1) 中長期の方向性

個々の主体の尖った能力や多様な価値観が大事にされる「価値デザイン社会」においては、個性が一か所に集中するのではなく、分散して存在する。そこから新たな価値の源泉となるアイデアやビジネスが生まれるためには、複数の主体の能力や知識などを融合することが必要である。

既に、オープンイノベーションの取組が進んでいるのは、こうした融合による新結合を生んでイノベーションを実現するためのものであるが、協働という形だけではなく、より実質的な変化をもたらすオープンイノベーションを加速することが重要である。

また、個性やアイデアが出合う場として適切なプラットフォームが整備されていくことが望ましく、特に大きな効果が見込まれるものについて、その整備・活用を促進する。

さらに、デジタル化の進展の中で、データの活用が融合や新しい発想の契機になることも多く、大量のデータの活用効率を飛躍的に高めるツールである AI とともに、適切なルールの下でデータの有効活用を促したり、必要なデータの整備を行うことが望まれる。

① 実質的なオープンイノベーションを加速する

分散した多様な個性の「融合」を通じた新結合を円滑にするための方策として、21世紀に入って多く取り組まれているのがオープンイノベーションである。イノベーションの源泉が供給サイドから需要サイド主導へと変化する中で、幅広くかつ複雑な需要サイドのニーズやウォンツを意識する必要があることが、この動きの原動力となった。

我が国でも、多くの企業等が取り組みを始めているが、十分な結果を出しているとは言えない面もある。供給者目線のままの単なる協業や、産学連携などの形態を重視してオープンイノベーションを捉える発想ではなく、参加者が何らかの目的を共有して新しいことを共創し、結果的に目的を達成する形で社会にインパクトをもたらすような、実質的なオープンイノベーションを加速し、価値デザイン社会の実現を早める。

また、企業が有していながら活用できていない人材（尖った人材を含む）や技術、データなどを、それを有効に活用できる主体が使えるようにすることを促す方策または活用しないまま囲い込むことのコストを高めるような方策を検討する。

② 個性やアイデアが出合う場としてのプラットフォームを整備・活用する

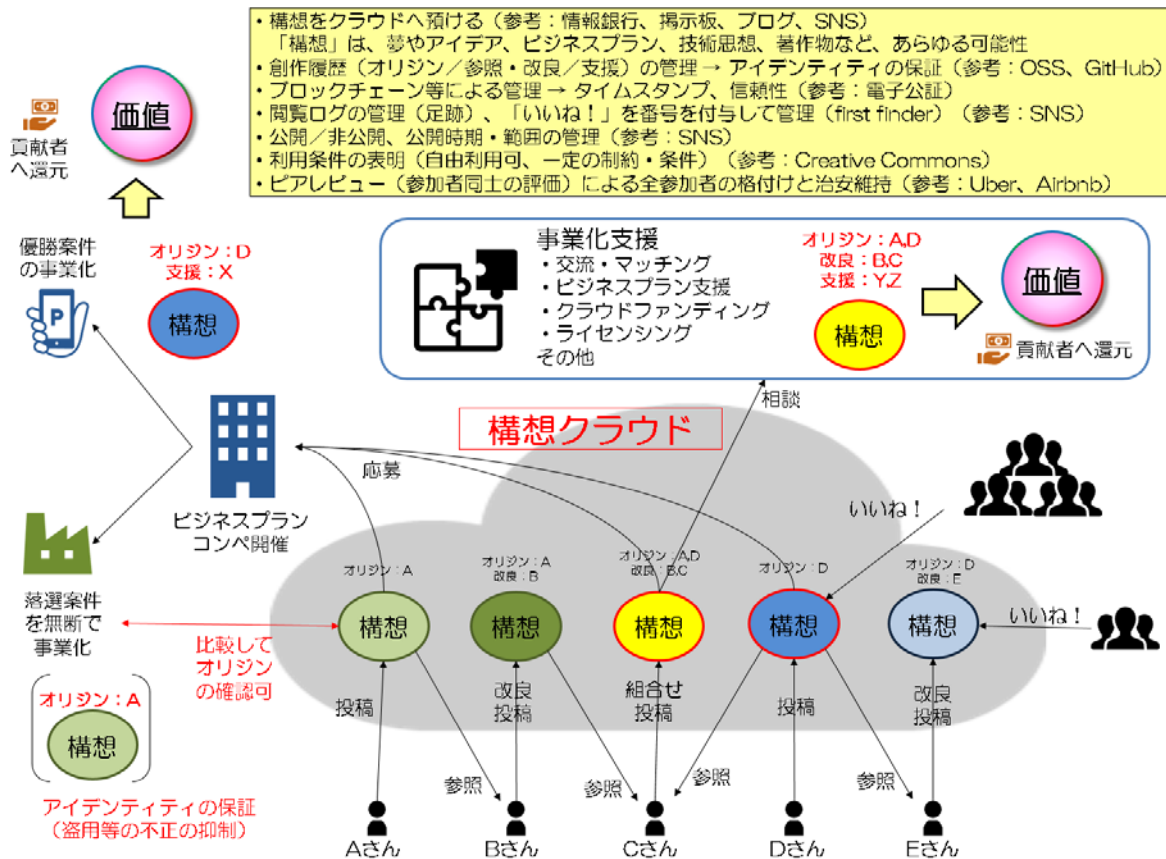
「知的財産戦略ビジョン」においては、多様な人材・組織の集う場として、SDGs 等実現のため知的資産プラットフォーム、次世代のコンテンツ創造・活用シスムなどが例示されているが、こうしたプラットフォームの整備・活用は、融合を通じた新結合の加速の効果が大きいと期待される。

また、プラットフォームを活用した将来の価値デザインは、複数の人の協業によって実現するが、アイデアや夢、構想、技術などを次々に組み合わせることを容易にする仕組み¹¹がそれを加速する。そこでは、誰がどのような関与・貢献をしたのかという創作履歴（プロセス）を明確にし、オリジン（最初のアイデア）やその後の貢献を証明できるようにし、他人からの評価（褒めることも含む）も可能にするとともに、何等かの利益が得られた場合の分配も容易にして、新しい価値デザインのプロセスへの参加・貢献を奨励する。既にこうした取り組みは出てきつつあるが¹²、アイデア等を個々の主体が登録し、他の参加者が改良・組み合わせ、ビジネス化するとともに、創作・改良者にも還元される仕組み（図5）の整備・活用を検討する。

¹¹ オープンソースプロジェクトやビジネスユースまで、GitHub 上にソースコードをホスティングすることで数百万人もの他の開発者と一緒にコードのレビューを行ったり、プロジェクトの管理をしながら、ソフトウェアの開発を行うことができる開発プラットフォームである。
(<https://github.co.jp/>)

¹² 例えば、一部の OSS では、ソースコードが無償で公開され、改変や再配布を行うことが誰に対しても許可されており（但し、コピーレフト等の制限事項を定義した OSS ライセンスに従う必要あり）、OSS コミュニティを形成し、多くのボランティア開発者がインターネットを介して共同開発し、創作履歴（オリジンや改変等の貢献をした者）が管理されている。

図5 構想クラウドの例



（知的財産戦略ビジョンに関する専門調査会第9回会合資料3）

③ データ・AI を活用した価値のデザインを円滑化する。

データは、需要が主導する社会において、価値デザインをしていくにあたり、新しい発見や発想のきっかけとなり得る。また、共感を得てそれらが実際に価値となるかどうかを見極めるためにも有益である。さらに、データは様々な人・場所に分散しており、それらを集積して分析したり AI に学習させたりすることで新たな価値の源泉となることも多い。このため、個々の主体が戦略的に秘蔵したいようなデータ以外のものは囲い込まずに、幅広く利活用されるような状況に置きやすくなるような仕掛けを検討する。その際、特定のデータについての個人情報保護などに配慮しつつ、そうでないものについては、効率的な活用が可能なデータを集積し、創造的に利活用して新しいものを創り出すことを阻害しないような権利・ルールの在り方やデータの不正利用に対応するための仕組みを検討する。

データの効率的な活用の基盤となるのは、データの質（メッシュの細かさや鮮度）、全量性（汚れの小ささ）、わかりやすいデータ表記構造、入力自動化、の4要素であ

り、データは欠落・混入・歪みなどのノイズの問題がありクレンジングが重要であることや、細かくフレッシュなデータに価値があることなども考慮が必要である。

集積したデータを学習し、新たな発想や気づきを生むためのツールとして AI が有益であることは間違いない。一方で AI が予期しないような使われ方、動き方をして人々の幸せにネガティブな影響を与えることもあり得ることには配慮しつつ、適切な監視の下での secure な自由空間（Digital Protected Sandbox）における革新的な活動に利用することの検討、適切なルールの検討など、今後のデータの活用の質を飛躍的に高める AI に関する研究開発等を進めることも重要である。

なお、AI 創作物については、現時点において権利を認める必要があるような状況にはなっておらず、今後の利活用の状況を見ながら、必要が生じれば、ルール整備等について検討する。

（２）当面の施策の重点

① オープンイノベーションの促進

（現状と課題）

前述のとおり、オープンイノベーションの必要性の認識は高まり、取組も増加しているが、より質の高い、アウトカムにつながるオープンイノベーションが円滑に行われるよう、これまでの施策の強化、新たな施策への挑戦を行う。

（施策の方向性）

- ・ 様々な個人によって思い描かれた未来の社会で実現したいような夢や価値観が、それに共感する各主体との融合を通じて実現され、結果として社会に大きなインパクトを与える実質的なオープンイノベーションを加速するため、知的財産戦略本部に設置した価値共創タスクフォースの報告書で打ち出された考え方の普及と実践を図る。（短期、中期）（内閣府）
- ・ 官民が協調して有望なシーズ研究を発掘し、これに取り組む若手研究者を育成する仕組みを検討する。（短期、中期）（経済産業省）
- ・ 多様性を生かした非連続イノベーションの創出を目指し、産業技術総合研究所において領域を超えた「インクルーシブ研究開発推進チーム（仮称）」の設置を検討する。（短期、中期）（経済産業省）
- ・ 個人の主体性を柱とする価値共創タスクフォースの考え方も活用し、イノベーション経営を資本市場が評価できる仕組みの検討や大企業のスタートアップ企業に対する経営資源の活用促進など、経営資源を組織や分野の枠を超えて組み合わせるための環境整備を検討する。（短期、中期）（経済産業省）

- ・ 大学・国研の研究成果の社会実装を促進するとともに、財源の多様化を一層進めるため、企業と大学・国研による大型共同研究開発を効果的に行う仕組みについて、今年中に検討する。(短期、中期) (内閣府)
- ・ 大学の研究成果の効果的な技術移転活動を実践している TL0、産業界、大学のネットワーク強化に向けて、イノベーションマネジメントハブの構築を図るための事業を推進する。(短期、中期) (文部科学省)
- ・ 大学のイノベーションの拠点化等に資するものとして、研究推進・研究経営を担うリサーチ・アドミニストレーターの質保証を図るため、その実務能力に関する認定制度の構築に向け、関係団体とともに検討を進める。(短期、中期) (文部科学省)
- ・ 企業の事業戦略に深く関わる大型共同研究の集中的なマネジメント体制の構築(オープンイノベーション機構)、非競争領域における複数企業との共同研究等(OPERA)の推進により、オープンイノベーションの最大化に向けた大学における体制整備等を推進する。(短期、中期) (文部科学省)

② 知的資産プラットフォーム

(現状と課題)

知的財産推進計画2018に基づいて、SDGs やコンテンツに関するプラットフォームの検討が行われている。SDGs のシーズとニーズのマッチング、事業創造のためのプラットフォームについては、プロトタイプの試行実証等を踏まえ、グローバルなプラットフォームに向けた充実化が期待される。コンテンツについても、クリエイションエコシステムの早期実現が期待される。

(施策の方向性)

- ・ 試行実証の状況も踏まえつつ、SDGs のプラットフォームについて、G20 や TICAD 等の国際会議での発信等を通じて国内外の多様なアクターの連携・協働を促し、SDGs 達成に向けたイノベーションの創出を促進する。
(短期、中期) (内閣府、経済産業省、外務省)
- ・ コンテンツのクリエイションエコシステムの構築 (4. (2) ②参照)

③ データ・AI 等の適切な利活用促進に向けた制度・ルール作り

(現状と課題)

データが産業競争力の源泉となる中、データの利活用を進めつつ、データに関連する競争環境を確保することがますます重要になってきている。こうした観点から、「知的財産推進計画 2017」を踏まえて不正競争防止法が改正され、ID・パスワード等により管理しつつ、相手方を限定して提供するデータ（「限定提供データ」）を不正に取得・使用・提供する行為を新たに「不正競争行為」に位置付け、民事上の救済措置が設けられた（2018年不正競争防止法改正。全面施行は2019年7月予定。）。一方、AIをより進化させるためには大量の学習用データの読み込みが必要であることにも配慮して、そのような学習用データの収集・蓄積等については、直接的に著作物に表現された思想又は感情を享受するものではない場合、個別の著作権を制限し、自由な利用を可能とする措置が講じられた（2018年著作権法改正）。また、データ・AIの利活用促進に向け、産業分野でのAI・データ契約ガイドラインや農業分野でのデータ契約ガイドラインの整備が行われてきており、他の分野でも、データ利活用促進のためガイドライン等が望まれている。さらに、IoT等の普及によってデータの量が急増しているが、有効な利活用のための標準やフォーマットの整備もますます重要になってきている。加えて、データやAIの利活用の場面において、オープンソースソフトウェア(OSS)を用いたソフトウェアが極めて一般的になっている。

海外では、各国が戦略的にデータ管理に関するルール整備に取り組んでいる。EUは、GDPR（一般データ保護規則）を制定し、原則として個人データを域外に移転することを禁止する一方で、十分な個人データ保護施策が講じられているとしてEUが充分性を認めた国に対しては個人データの移転を認めている。なお、日本は2019年1月にEUから充分性の認定を受けている¹³。米国は、自由なデータの流通を前提としつつも、FISMA（連邦情報セキュリティマネジメント法）を施行し、防衛産業を中心としたサプライチェーン全体へのセキュリティ対策の要請等を行っている。中国は、サイバーセキュリティ法を施行し、「重要インフラ」の運営者に対し、個人情報の国内保存義務及び国外移転規制を課すなど、データのローカライゼーションの動きを見せている。

AIに関しては、上述のとおり、そこでの学習用データの活用における自由度が高められたが、創作物については、2017年に知的財産戦略本部に報告された「新たな情報財検討委員会報告書」では、1) 利用者に創作的寄与等が認められれば「AIを道具として利用した創作」と整理でき、当該AI生成物には著作物性が認められ、2) 利用者

¹³ 日EU間の相互の円滑な個人データ移転を図る枠組みが、2019年1月23日に発効。
<<https://www.ppc.go.jp/enforcement/cooperation/cooperation/310123/>>

が（創作的寄与が認められないような）簡単な指示を入力した結果出力された生成物はAIが自律的に生成した「AI創作物」と整理でき、現行の著作権法上は著作物と認められない、と整理している¹⁴。今後の利活用の状況を見ながら、要すればルール整備等について検討していく。

また、特許制度においては、特許の対象となる発明について「人が創作」したものであることを求めているが、実際にどのようにその発明に至ったかについて明らかにすることは求めている¹⁵。AIのみで行った部分と人が関与した部分を明確化するための仕組みが必要となるかは今後の論点となり得る。

（施策の方向性）

- ・ 情報信託機能の認定スキームに関する指針の継続的な見直し、本指針に基づく民間団体による認定の推進や官民が連携した実証実験の実施等による情報銀行の実装に向けた取組を継続する。（短期、長期）（総務省、経済産業省）
- ・ 国内・国外のデータ利活用促進に向け、AI・データ契約ガイドラインの英訳の発信、法令改正に即した内容のアップデート、モデル契約類型の充実、ユースケース事例の多様化、セミナー等を通じた普及啓発活動等を行う。
（短期、中期）（経済産業省）
- ・ 2019年1月に公表したAI関連技術に関する特許審査事例について、説明会や国際会議等を通じて、国内外での普及を図る。（短期、中期）（経済産業省）
- ・ OSSを安全に活用するためのOSSの選定及び活用の枠組みについての検討等を通じて、OSSの活用に対する意識向上に取り組む。（短期）（経済産業省）
- ・ 一定のサイバーセキュリティ対策が講じられたデータを共有・連携することにより生産性を向上させる取組に用いられる設備等への投資に対する税制措置等の支援や、更なるセキュリティの確認を受けたデータ共有事業者が、国や独立行政法人等に対し、データ提供を要請できる手続を生産性向上特別措置法（2018年6月施

¹⁴ AI生成物を生み出す過程において、学習済みモデルの利用者に創作意図があり、同時に、具体的な出力であるAI生成物を得るための創作的寄与があれば、利用者が思想感情を創作的に表現するための「道具」としてAIを使用して当該AI生成物を生み出したものと考えられることから、当該AI生成物には著作物性が認められ、その著作者は利用者となる。一方で、利用者の寄与が、創作的寄与が認められないような簡単な指示に留まる場合（AIのプログラムや学習済みモデルの作成者が著作者となる例外的な場合を除く）、当該AI生成物は、AIが自律的に生成した「AI創作物」と整理され、現行の著作権法上は著作物と認められないこととなる。（「新たな情報財検討委員会報告書」2017年3月知的財産戦略本部 検証・評価・企画委員会 新たな情報財検討委員会）

¹⁵ AIを活用した創作については、人がAIを創作のための道具として利用した場合であれば、現行制度上で保護され得る。また、AIによる自律的な創作が行われた場合については、現行の特許法は、発明者が自然人であることが前提であることから、その創作物は保護の対象とならない。技術の発展にも考慮しながら、引き続き検討する必要がある。（2016年度の「AIを活用した創作や3Dプリンティング用データの産業財産権法上の保護の在り方」報告書）

行)により整備。今後も同制度の周知・普及を行うとともに、必要な措置を検討する。(短期、中期)(総務省、経済産業省)

- ・ データ利活用の実態を踏まえながら、公正かつ自由な競争環境の確保・イノベーション促進の観点から、データ利活用に関連する論点について所要の検討を実施し、整理の結果を周知。(短期、中期)(公正取引委員会)
- ・ 2018年の著作権法の改正に伴い、ガイドラインの策定や著作権に関する普及・啓発など、法の適切な運用環境の整備を行う。(短期)(文部科学省)
- ・ 研究目的の権利制限規定の創設や写り込みに係る権利制限規定の拡充等、著作物の公正な利用の促進のための措置について、権利者の利益保護に十分に配慮しつつ検討を進め、結論を得て、必要な措置を講ずる。(短期、中期)(文部科学省)
- ・ 政策と結びついた標準の活用の深化に対応するため、公的機関等を活用して、分野に捕らわれず横断的に標準化活動に取り組むことができる組織体制の構築について検討を行う。(短期、中期)(経済産業省)
- ・ 事業者・分野毎に存在する様々なIoTデバイスが接続されるプラットフォームの相互連携により、多様な事業者の技術やサービスを結びつけ、新たな付加価値の創出に寄与するため、プラットフォーム間連携技術の確立と相互接続検証を行うとともに、国際標準化に向けた取組を強化する。(短期、中期)(総務省)
- ・ データ品質の担保を含む、AIのライフサイクル、及びAIの品質保証に関する国際標準の提案を検討する¹⁶。(短期、中期)(経済産業省)
- ・ データヘルス改革を着実に推進するため、国民の健康確保に向けた健康・医療・介護のビッグデータ連結・活用や、がんゲノム情報・AI開発基盤に必要なデータの収集・利活用等に関するサービスの提供に向け着実に取組む。さらに、厚生労働省において、今夏に策定予定の2020年度以降の工程表等に基づいて取組を進める。
(短期、中期)(厚生労働省)
- ・ 健康・医療分野において、健診情報にかかるデータ提供や利活用に関する契約条項例や条項作成時の考慮要素等をガイドライン等の形で示すとともに、NDB・介護DB等の連結データの民間企業への提供に向けて、提供にかかる審査基準・手続き等を検討し、ガイドラインとして公表する。(短期)(厚生労働省)
- ・ 次世代医療基盤法の下、同法の基本方針に基づき、広報・啓発による国民の理解の増進をはじめ、産学官による匿名加工医療情報の医療分野の研究開発への利活用を推進する仕組みを稼働させる。
(短期、中期)(内閣府、文部科学省、厚生労働省、経済産業省)

¹⁶ 統合イノベーション戦略推進会議(第4回)における「AI戦略2019(有識者提案)」を受けた施策。

- ・ 農業データ連携基盤の機能を、農産物の生産から、加工・流通・販売・消費までデータの相互活用が可能となるよう強化・拡張し、フードチェーン全体でデータの相互活用が可能なスマートフードチェーンを構築する。また、異なる IT システム間でデータの形式や用語等の統一化によって農業情報の相互運用性・可搬性を確保するため、農作物名・農作業名等の標準化を推進する。(短期、中期) (農林水産省)
- ・ 2018年12月に策定された農業分野におけるデータ契約ガイドラインを踏まえ、熟練農業者等の技術・ノウハウの流出防止を図りつつ、農業 AI サービス等の利用を促進するため、その利用に関する契約の実態や農業分野の特殊性について現地調査等を通じて分析を行い検討し、それらの利用に関する契約の考え方や契約雛形を内容とするガイドラインを策定する。(短期、中期) (農林水産省)

④ デジタルアーカイブ社会の実現

(現状と課題)

我が国の様々なコンテンツをデジタルアーカイブ化する取組は、文化の保存・継承の基盤となるだけにとどまらず、多様なコンテンツの融合の場として活用することにより新しいコンテンツを生み出したり、国内外への発信によりインバウンドの促進や海外における日本研究を活性化することにもつながるものである。

デジタルアーカイブが日常的に活用される社会を実現するためには、コンテンツに関する所在情報等のメタデータに簡単にアクセスでき、利活用しやすいよう二次利用条件が整備されるとともに、肖像権やプライバシーなどとデジタルアーカイブ振興との調和についての検討が求められる。

デジタルアーカイブジャパン推進委員会・実務者検討委員会では、様々な分野におけるデジタルアーカイブ構築の具体的な取組について工程表を決定するとともに、デジタルアーカイブの構築・利活用に係る実務的な課題について議論を行ってきた。その結果、デジタルアーカイブにおける望ましい二次利用条件表示の在り方について中間まとめを行ったが、今後、これを普及することにより、デジタルアーカイブの利活用が促進されることが期待される。また、2019年2月、国の分野横断型の統合ポータル「ジャパンサーチ」の試験版を一般公開したが、今後は、2020年の本格運用を目指し、さらに改善を進めていくこととしている。

さらに、2020年の東京オリンピック・パラリンピック、2025年の大阪万博を見据え、インバウンドの促進や海外に対する日本文化の発信力の強化に資するため、デジタルアーカイブの多言語化や、多様な分野、地域の文化資源等のデジタルアーカイブとの連携を推進することが期待される。

(施策の方向性)

- デジタルアーカイブの構築・利活用の推進や連携を図るため、また、ジャパンサーチの本格公開に向けた機運醸成を図るため、産学官の関係者を一堂に集めたフォーラムを開催し、情報共有、意見交換を行う。
(短期) (内閣府、国立国会図書館¹⁷、関係府省)
- 関係省庁と連携しながら、デジタルアーカイブの利活用モデルの検討や課題の整理、長期利用保証の在り方の検討、つなぎ役の役割や分担の明確化、ジャパンサーチ本格公開後の運営体制などの検討を行う。
(短期、中期) (内閣府、国立国会図書館、関係府省)
- 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会、2025年の大阪万博に向けて、デジタルアーカイブを海外に発信するため、日本遺産を構成する文化資源や国宝・重要文化財以外の地域の文化資源に関するデータの集約、画像掲載率の向上、多言語化を含め利活用に資する取組を推進する。(短期) (文部科学省、関係府省)
- メディア芸術作品の保存・活用に必要な基盤となる所蔵情報等の運用・活用、各研究機関等におけるメディア芸術作品のアーカイブ化を推進することにより情報拠点の構築を支援する。(短期) (文部科学省)
- マンガ、アニメ及びゲーム等のメディア芸術の情報拠点等の整備を進め、デジタルアーカイブジャパンとも連携したコンテンツ発信の場とする。
(短期、中期) (文部科学省、関係府省)
- 全国の大学等研究機関の人文学術情報を集約し、人文学分野のつなぎ役としてジャパンサーチとの連携を行う。(短期、中期) (文部科学省)

¹⁷ 国立国会図書館は立法府に属する機関であるが、デジタルアーカイブに関する施策は国全体として取り組むものであり、同館は重要な役割を担っていることから、便宜上、本計画に関連する同館の事業について担当欄に記載するものである。

4. 「共感」を通じて価値が実現しやすい環境を作る

(1) 中長期の方向性

我が国が「価値デザイン社会」を実現して発展していくためには、個々の尖った能力が融合して生まれた新しい何かが、世界からの共感を得て実際に価値として実現することが必要である。その出発点は、個々の主体がこうした発想で、共感を得て実現する価値を意識したビジネスを構想することである。

また、その場合に実際に実現する価値は、受け手がそれにどれだけ払ってもよいと思うかで決まる取引価格であり、コストベースのものではない。「価値デザイン社会」における取引価格の設定は、コストベースでなく、既にブランド化などを通じて行われているように、共感を基盤とした価値ベースで行われるのであり、そうした取引が増加していくかどうかは価値デザイン社会が実現しているかどうかの目安とも言える。

国全体としても、ブランド価値を高めることを意識して取り組む。

① 共感を通じた価値の実現を円滑化する

個人や企業などの主体が、まず共感を得て実現する価値を意識したビジネスを構想（デザイン）していくためには、2018年5月に知的財産戦略本部で公表した「経営デザインシート」（注1参照）が役立つ。次第に利用が拡大してきている「経営デザインシート」を活用した企業におけるデザイン経営の実践を今後さらに本格的に後押しする。

特に共感がビジネスの出発点となるコンテンツについては、質の高いコンテンツの持続的な生産・流通・利用が円滑に行われることをさらに促す。

受け手（潜在的なファン）の関心に触れる形で言語化し、ストーリー化することは、「共感」を生みやすくする方法であり、そうした能力を有するアドバイザー、キュレーション人材や発信力のあるインフルエンサーを味方につけて活用することを奨励する。

② 調達など実際の経済活動において、共感が取引価格に反映される例を増やす

実際の経済活動においては、価値ベースで取引価格が設定されることは、未だ主流とは言えず、調達元が調達先に対して提供する商品やサービスのコストを尋ね、それに基づき価格交渉をするようなケースも多い。価値デザイン社会においては、共感に基づく価値ベースでの取引が主流になると考えられるが、一般の経済活動における取

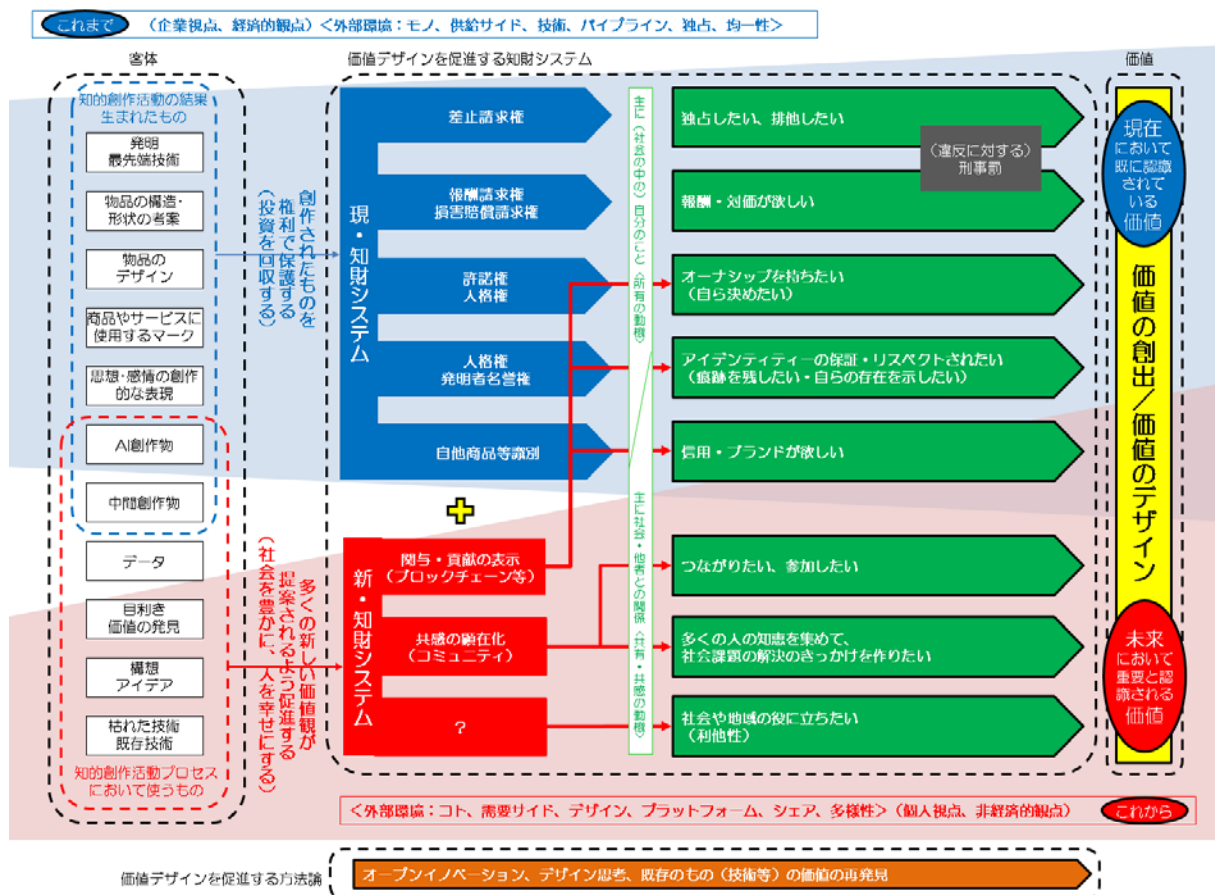
引を待つのではなく、まず政府や自治体における公共調達において、コストではなく価値やアイデアを重視した契約を拡大する方策を検討する。

③ 「共感」を意識した新しい知財システムを作る

現在の知的財産に関するシステム（特に法令）は、主に独占や対価のような「所有」を基本として作られている。これは、供給サイドである企業視点や経済的観点を基本としたシステムであるが、今後の価値デザイン社会に向けて、「共感」などの需要サイドである個人の視点や非経済的な視点を踏まえた新たな知財に関するシステムを構想する（図6）。

その際、特に需要サイドの影響力が大きくなる社会においては、変化のスピードがますます加速することを踏まえ、法律や制度自体もデザイン思考で構想し、アジャイルに（すばやく、俊敏に）変化に対応することができるよう設計する。

図6 現知財システムと新知財システムのイメージ例



(知的財産戦略ビジョンに関する専門調査会第9回会合資料2を修正)

④ 「世界からの共感」を軸としてクールジャパン戦略を再構築する（国のブランディング戦略の強化）

世界からの共感を得て「価値デザイン」を完成させていく上で、国全体としての戦略が明確に存在し、国のブランディングが行われている状態があることは、個々の主体にとっても大きな助けになる。そうした国全体としての取組が、「クールジャパン」の取組である。「クール」であるかどうかは、あくまで世界が良いと評価するかどうかであり、ジャパンを連呼するのではなく、世界からの視点で共感されるものを発見し、拡大し、構想していき、世界の日本ファンを増やすことが肝要である。

これまでのクールジャパンの取組においては、ややもすると、日本人が優れていると思う資源を世界全体に発信しようというアプローチが多く、世界の共感が十分に意識されないことにより、所期の効果を得られない事例も散見される。また、特定の資源の海外展開を特定の所管省庁が推進することで、世界の共感という視点から、受け手が関心を深める契機となる、資源同士をつなぐストーリーを明確にすることに十分な力が使われていない。

個々の多様な価値観が世界中でますます重視されるようになる中で、特にデジタル関連、通信関連の技術の進展を踏まえ、様々な価値観を有する世界の人たちの共感を得ることを軸に、クールジャパンに関する戦略を改めて明確にする。その際、どのようなものが世界の共感の源泉となる日本の資源であるのかを、世界視点で再発見し、それらの持続的な発展を図るとともに、そうした過程で得られる情報、データやネットワークが中長期的に継続して活用される基盤を作ることに力点を置き、以下のような取組を進める。

- ・ 日本には、世界からクールと思われるような要素(入口)が極めて多くある。それぞれに歴史、自然、文化、生活と関連したストーリーがあり、世界の視点からそれらを明確にするとともにそれを踏まえて資源を磨く。
- ・ 入口が多いという日本の特徴を活かし、それらを横でつなげる歴史、自然、文化、生活という軸で相互に関連したストーリーとして語ることによってさらに世界からの共感を深め、価値を高める。関係省庁が連携し、特に、地域において、こうした視点を重視して世界のファンを惹きつける。(世界での評判は国内でのブランド化にもつながる。)
- ・ やみくもに世界に発信するのではなく、デジタル技術やインフルエンサーの活用等により、共感を持つ世界の人たちに効率的にアプローチする。
- ・ 十分な分析に基づき、世界目線で、共感を得る可能性のあるストーリーを語り、地域、カテゴリー、個人などの世界に訴求力のあるブランドを増やす。

- ・ 日本に共感する世界の日本ファンを把握し、組織化し、さらに日本への関心を高め、日本の価値観に共感する人たちの我が国への長期滞在・移住の円滑化にもつなげていく仕組みを作り、彼らの発信力の発揮にも期待する。
- ・ 我が国が従来得意でないラグジュアリーブランド作りも、国全体の価値を高め、共感を生む方策の一つとして進める。

(2) 当面の施策の重点

① 各主体による価値のデザインを慫慂

(現状と課題)

従来、我が国の企業等は、優れた技術力により、高性能・高品質の製品等を提供することを強みとしてきたが、世界的に供給力が向上してモノやサービスが溢れるようになり、高性能・高品質だけでは売れない時代となってきた。ユーザーが主導権を握るこれからの時代は、ユーザー視点で製品・サービス・経営をデザインし、ユーザーの共感を得て価値を実現することが成功の鍵となる。知的財産戦略本部で2018年5月に公表した「経営デザインシート」は、それを加速するための思考補助ツールとして有効であり、知財を含む経営資源の有効活用やオープンイノベーションの取組にも資するものである。このシートやその考え方の活用により、我が国においてあらゆる組織が将来に向けた新しいことをデザインし、ユーザーからの共感を得て、価値として実現していくことが期待される。

経済産業省・特許庁が2018年5月に公表した『「デザイン経営」宣言』は、デザインを企業価値向上のための重要な経営資源として活用する重要性を指摘するものであり、今後、「デザイン経営」の実践と普及が図られることで、デザイン思考の経営による新たな価値の創造が加速することが期待される。

(施策の方向性)

- ・ 経営デザインシートの普及・定着の担い手の組織化を含め、同シートの作成が民間における取組として定着するための検討を知的財産戦略本部の下に設置された検討体で行い、その実現に必要な取組を推進する。(短期、中期)(内閣府)
- ・ 経営デザインシートを、企業におけるガバナンスの向上に向けた取組、金融機関における事業性評価、及び中小企業における経営革新や経営支援に活用するよう促す。(短期、中期)(経済産業省、金融庁)
- ・ 金融機関に対して、知財を経営に活かすための具体的なアドバイスをする「知財ビジネス提案書」とともに、経営デザインシートやその考え方の普及啓発を行う。
(短期、中期)(経済産業省)

- ・ 知財総合支援窓口の利用者のニーズに応じて、経営デザインシートやその考え方を紹介し、将来の企業価値向上に気付きを与える。(短期、中期)(経済産業省)
- ・ 企業における経営デザインを後押しするため、経営デザインシートの考え方も活用し、ビジネスデザインが可能な人材と中小企業とのマッチングのための取組を進め、デザインされた経営の推進を支援する(短期、中期)(経済産業省)
- ・ デザイン経営を取り入れて成功している企業の具体的な事例について取りまとめた事例集を作成し、経営者に対してデザイン経営の導入を促進するための普及啓発を行うと共に、地域中小企業のデザイン経営を促進するため、地域のデザイナーを含む中小企業支援者等の育成を行う。(短期、中期)(経済産業省)

② クリエイション・エコシステムの構築

(現状と課題)

コンテンツの国内市場が横ばいを続ける一方、アジア太平洋地域を中心に、海外市場が大きく成長しており、マンガ・アニメ・ゲーム等の優れたコンテンツを数多く有し、世界中のファンから注目を集める我が国にとって、大きなチャンスが生まれている。他方で、海外市場の成長に伴い、アニメやゲームなど、従来は我が国が得意としてきた分野においても、中国・韓国や欧米の企業が、豊富な資金力と国際的なネットワークを生かし、グローバル市場における存在感を増している。

コンテンツは、それそのものの経済効果のみならず、日本への共感の源泉ともなり、インバウンドを睨んだ多様な商品・サービス展開など大きな可能性を有している。我が国において、質の高いコンテンツが持続的に産み出され続けるためには、コンテンツの利用に応じ、クリエイターが適切な評価や収益を得られ、それを基に新たな創作活動を行うことで、全体としてのコンテンツ市場拡大へとつながるようなクリエイション・エコシステムの構築が必要である。

また、魅力的なコンテンツを生み出し、広く国内外に発信できるような人材を育成・確保することも重要であり、発信力の強化や、若手クリエイターの創作活動の支援等を継続的に実施する必要がある。

5G、IoTなどを背景として、利用者データをベースとした消費者行動分析によるコンテンツ戦略が可能となっていることから、国・地域ごとのニーズや市場における浸透度の差を踏まえた国・地域毎のきめ細かなローカライズ戦略・マーケティング戦略の策定・推進や、様々な分野との連携・融合や多次的な利用を視野に入れつつ、コンテンツ流通プラットフォームを活用し、コンテンツを広く展開することが必要となっている。国際的な流通・配信プラットフォームの影響力が拡大する中、こうしたプラットフォームから求められる魅力あるコンテンツを生み出すとともに、音楽等の我が国コンテンツの国際的な配信に必要な外国語のメタデータの整備など、プラット

フォームを積極的に活用できる環境を官民が連携して整備していくことが必要である。

また、ユーザーやアマチュア・クリエイターなども含め、誰もがコンテンツの制作者となり得る UGC (User Generated Content) の流通環境がインターネット上において整備されつつあることを踏まえ、ブロックチェーン技術やフィンガープリント等の新たな技術を活用し、原コンテンツの創作者等と n 次コンテンツの創作者等との間の利用者からの支払対価の分配等について、官民において更なる検討を進めるなど、新たなコンテンツ利用システムを構築し、日本発のコンテンツ市場の裾野を拡大することが求められている。

加えて、近年、コンテンツ分野における新たな成長領域として注目されている e-スポーツについて、関係省庁において、制度的課題の解消など健全な発展のため適切な環境整備に必要な応じて取り組むとともに、産学官やコミュニティが連携した取組を通じコンテンツだけでなく周辺関連産業への市場の裾野の拡大や、社会的意義・波及効果について検討を行うことが必要である。

(施策の方向性)

- ・ 一般社団法人放送コンテンツ海外展開促進機構 (BEAJ) と連携しつつ、放送局、自治体、産業界等の連合で、地域の魅力を発信する放送コンテンツを海外の放送局と共同制作し、海外で放送する取組を支援することにより、地域へのインバウンドの拡大、地域産業の海外展開の促進、及びこれらを通じた地方創生を図る。
(短期、中期) (総務省)
- ・ 商業ベースでは日本コンテンツが放送されない国・地域を中心に、日本のドラマ・アニメ・ドキュメンタリー・映画等を無償で提供し、対日理解の促進、親日感の醸成、将来的な商業的海外展開への地盤形成を行う。(短期、中期) (外務省)
- ・ 2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会に向けて、「日本博」をはじめとする文化プログラム等を全国各地で展開することにより、地域活性化及び地方への誘客を図るとともに、文化プログラムの情報等についてポータルサイトを通じて国内外に発信する。(短期、中期) (文部科学省)
- ・ アニメーション分野における若手クリエイター育成のため、若手アニメーターを起用した制作スタッフによるオリジナルアニメーション作品の制作を通じ、OJT による育成を支援するとともに、制作作品による上映会などの発表機会の提供を引き続き実施する。(短期、中期) (文部科学省)
- ・ ワークショップや実際の映画作品の制作を通して、若手映画作家等に映画制作に必要な技術・知識の習得機会を提供することによって若手映画作家の育成を図るとともに、映画製作現場における学生の実習 (インターンシップ) 受け入れの支援を行う。(短期、中期) (文部科学省)

- ・ 増大する海外需要の獲得による市場規模拡大を通じて日本のコンテンツ産業が持続的に発展するエコシステムを構築するため、制作規模の拡大に資する資金調達手法の多様化を促進するコンテンツの企画・開発や海外プロモーションの取組に対して支援を実施する。(短期、中期) (経済産業省)
- ・ コンテンツの利活用を促進するため、音楽分野におけるインディーズ等を含む権利情報を集約化したデータベースの整備及び当該データベースを活用した一括検索サイトの開設等のための実証事業を実施し、権利処理プラットフォームの速やかな構築等を図るとともに、併せてブロックチェーン技術等を活用した著作物に関する権利処理・利益分配の仕組みの構築のための検討を行う。
(短期、中期) (文部科学省、経済産業省)
- ・ 同時配信等に係る著作隣接権の取扱いなど制度改正を含めた権利処理の円滑化について、関係者の意向を十分に踏まえつつ、運用面の改善を着実に進めるとともに、制度の在り方について、年度内早期に関係省庁で具体的な検討作業を開始し、必要に応じた見直しを本年度中に行う。(短期・中期) (総務省、文部科学省)
- ・ クリエーターに適切に対価が還元され、コンテンツの再生産につながるよう、私的録音録画補償金制度の見直しや当該制度に代わる新たな仕組みの導入について検討を進め、結論を得て、必要な措置を講ずる。
(短期、中期) (文部科学省、内閣府、総務省、経済産業省)
- ・ 日本発の良質な映像コンテンツをグローバルに流通させられる持続可能な業界構造への転換を図るため、デジタル技術を活用した映像コンテンツ制作プロセスの導入等によるサプライチェーン全体の生産性向上を支援する。
(短期、中期) (経済産業省)
- ・ デジタル・コンテンツとフィジカルな体験との融合や消費者との相互作用等を取り入れた新たなコンテンツの市場を創出するため、先進的なデジタル・コンテンツの開発・制作を支援する。(短期、中期) (経済産業省)
- ・ 海外展開に資する大規模なコンテンツ製作を促進する投融資を喚起するため、コンテンツ制作におけるリスクの定量化や工程・経理の透明化を図る仕組みを整備する。(短期、中期) (経済産業省)
- ・ 日本がこれまで生み出してきた多様な楽曲について、国際的な音楽配信サービスを通じた海外市場への進出に必要な外国語メタデータの整備を支援する。
(短期) (経済産業省)
- ・ eスポーツ産業の健全な発展のため、競技大会のガバナンスのあり方について検討する。(短期、中期) (経済産業省)

③ 国内外の撮影環境改善等を通じた映像作品支援

(現状と課題)

映画は、原作となるマンガや小説、音楽、美術等、様々な要素を含む総合芸術として、コンテンツの質の向上の要となるとともに、日本の歴史、文化、社会への共感を深め、新たな価値を実現する上でも大きな役割を担っている。

このような映画の撮影環境改善のため、官民による「ロケ撮影の環境改善に関する連絡会議（官民連絡会議）」を開催し、「中間まとめ」（2018年4月）において取り組むこととされた施策の方向性を踏まえ、関係省庁とともに検討を進めてきた。

このうち、許認可手続に関する最新情報の共有、Q&Aを通じた関係者の意識の共有化、ポータルサイトの構築等各法令の一元的な情報共有の在り方については、引き続き官民連絡会議において課題を抽出しつつ、全国ロケーションデータベースの更新や、フィルム・コミッションの体制強化のためのエリアマネージャーの試験的設置・効果検証を実施する。

また、文化的・経済的インパクトを有するモデル作品への支援を通じた効果検証については、官民連絡会議の枠組みも活用しながら、地域経済の振興等に資する外国映画ロケーション誘致に関する実証調査を行う。

これらの事業を通し、許認可取得に必要なプロセスの浸透、撮影可能な範囲の明確化と関係者間での認識の共有、許可内容の遵守徹底による、地域住民のロケ撮影への理解の浸透、地域全体のロケ受け入れへの盛り上がり、フィルムコミッションのさらなる体制強化、公益性の立証を通じた許認可の円滑な取得、という好循環のプロセス創出を目指す。

(施策の方向性)

- ・ 日本映画への興味・関心を喚起し、各国での認知度を向上させるため、国際交流事業として、国際交流基金アジアセンターが行う「文化のWA（和・環・輪）プロジェクト」等において、東京国際映画祭でのアジア映画の上映、アジア・パシフィック・ゲートウェイの構想等を通じたアジアへの日本映画の紹介、映画人の招へい等の事業の実施を通じて、アジアとの双方向の文化交流やネットワーク形成等を進める。（短期、中期）（外務省）
- ・ 映画による国際文化交流の推進及び中国、ロシア、インドをはじめとした海外における日本映画祭の開催等継続的な日本映画の上映機会の確保を図る。また、中国との国際共同製作協定の実施を含め、国際共同製作を促すための基盤整備を実施。（短期、中期）（外務省）
- ・ 日本映画の支援について、中小制作会社・クリエイターが生み出す優れた映像の支援の強化を一層図るため、企画開発支援や大規模作品への支援など既存の支援制

度のメニューの多様化を検討する。また、複数年度に亘る支援や、申請書類の簡素化などの制度改善を図る。(短期、中期)(文部科学省)

- ・ 映画の撮影促進と創造活動の活性化を図るため、ロケ撮影に関する許認可手続きの共有や、我が国各地のロケ地情報を集約し、各地域のフィルムコミッションを紹介するとともに、国内外への発信をさらに強化する。(短期、中期)(文部科学省)
- ・ 文化的・経済的インパクトを有する外国映画のロケーション誘致に関する実証調査を行い、ロケ撮影実施による直接的な経済効果のほか、映像公開による観光誘客、地域コミュニティ形成等、地域経済振興への効果検証を行う。(短期)(内閣府)

④ クールジャパン戦略の持続的強化

(現状と課題)

2015年の「クールジャパン戦略官民協働イニシアティブ」や、2018年に策定された「知的財産戦略ビジョン」等に基づき、各省・官民が連携し進めてきた各取組が一定の成果を上げつつある一方、日本への理解を深める層の増加などを通じて日本への期待が高まり、より質の高い、深いコンテンツが求められるようになるとともに、デジタル化・グローバル化の進展により世界とのコミュニケーションの方法や頻度も大きく変化している。こうした変化の中で、クールジャパンの取組の質を高め持続的に世界の共感を得て、それを広げていくためには、以下のような点が課題となっており、これまでに各省が行ってきた個別の施策の更なる強化に加え、関係省庁が協力して対応を行う必要がある。

- ・ 世界の人々の共感を得る上で必要なマーケットイン等の考え方をさらに浸透(十分な分析を含む)
- ・ 省庁間、異業種間、地域間を含めた横方向の連携のさらなる強化
- ・ 外国人、特に日本ファンの視点・知見の十分な活用
- ・ 日本の本質、日本らしさなど、世界からの共感を得るストーリー作りに必要な知識の集積
- ・ デジタル化・グローバル化する社会様相に対応した発信
- ・ 海外展開のための知的財産の保護
- ・ 世界の共感をより広く、深くするための人材の発掘、育成、活用

(施策の方向性)

- ・ クールジャパンの取組が、多くの人々の協力と連携の下で、その質を高めつつ長期的に継続し発展するための基盤作りを目的として、新たなクールジャパン戦略を本年夏ごろまでに策定し、関係省庁が協力して実施する。その中で、クールジャパンの本質を浸透させるための取組、横方向の連携を強化するために多様な人材が共創できるネットワークの整備、日本ファンを創出・活用する枠組み作りなどを行う。(短期・中期)(内閣府、関係府省)
- ・ 「クールジャパン人材育成検討会最終取りまとめ」(2018年3月)及び「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」(2018年12月)に基づき、地域の魅力を発掘・磨き上げ・海外に展開できる人材の育成、外国人材の活用・集積に向けた制度面での取組や協力体制の構築、クールジャパン人材の育成に資する専門職大学制度の運用などを行う。(短期、中期)(内閣府、関係府省)

5. 工程表

- (1) 「知的財産推進計画2019」重点事項
- (2) 「知的財産推進計画2018」からの継続項目

